

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 皆野荒川線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>五一〇番一地先まで</p>	<p>秩父郡小鹿野町長留字中原四三八 番一地先から同郡同町長留字中原</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・三〇〇 三六・六〇</p>	<p>三・二〇〇 一一・四〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二八〇・〇〇</p>	<p>二八八・三〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>道路改築工事(一部区間を小鹿野町に引き継ぐ予定である)</p>		<p>備 考</p>